

# 東村環境保全・ネコの適正飼養推進事業

## プロポーザル実施要領

令和8年4月

東村役場 建設環境課

# 東村環境保全・ネコの適正飼養推進事業 プロポーザル実施要領

## 1. 事業の目的

東村は、沖縄本島北部東海岸に位置し、緑深いやんばるの森と広々とした太平洋に囲まれた豊かな自然環境があり、農産物ではパインアップルの特産地として有名で、近年は、マングローブ林等を活用したエコツアーなどの自然体験教育型の観光産業も活性化している。

また、令和3年7月に「奄美大島・徳之島、沖縄県北部及び西表島」の世界自然遺産に登録されており、ヤンバルクイナをはじめ多くの固有種や絶滅危惧種を含む独特な陸域生物にとって最も重要な生息域内保全地域である。

このことから、貴重な自然生態系を保全するため、本村における飼いネコの適正飼養及び飼い主不明ネコ・地域ネコの譲渡強化を図ることを目的とした、当該業務の実施に関する企画提案を募集し、委託先の候補者を選定する。

## 2. 公募の概要

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 業務名称    | 東村環境保全・ネコの適正飼養推進業務                 |
| (2) 業務内容・期間 | 業務仕様書の通り                           |
| (3) 業務期間    | 契約締結日から令和9年2月26日(金)まで              |
| (4) 業務決定方法  | 条件付公募型プロポーザル<br>(企画提案書及びプレゼンテーション) |
| (5) 提案書類    | 7. 提案書類の作成要領の通り                    |
| (6) 提案上限額   | 3,940千円(消費税および地方消費税を含まない)以内とする。    |
| (7) 事業予算    | 本件事業は沖縄振興特別推進交付金適用事業である。           |

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に基づく資格制限を受けていないこと。
- (2) 応募書類受付期間において、本村の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) これまでに類似する委託業務等を行った実績があること。
- (6) 沖縄県内に本社、又は営業所があること。

#### 4. スケジュール

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 実施の公告（ホームページ掲載）   | 4月27日（月）      |
| (2) 参加意思表明書等提出期限      | 5月8日（金）       |
| (3) 参加資格回答            | 5月11日（月）      |
| (4) 提案書類の提出期限         | 5月14日（木）17時まで |
| (5) プレゼンテーションの実施及び審査会 | 5月18日（月）      |
| (6) 結果通知              | 5月19日（火）      |

#### 5. 参加意思表明書等の提出

- (1) 本件に参加を希望する者は、次に掲げる書類を定められた受付期間中に持参又は郵送にて提出すること。指定日時に到達しない書類については、受け付けないものとする。

ア 「参加意思表明書」（様式1号）

イ 「会社概要」（様式第2号）

※1 様式第2号においては、既成の印刷物（会社パンフレット等）に代えることができる。

ウ 「業務実績」（様式第3号）

※2 共同企業体の提出書類については、代表者が「参加意思表明書」（様式1）を提出し、「会社概要」（様式2）及び「業務実績」（様式3）については構成する事業者がそれぞれ提出することとする。

なお、参加意思表明書を受領した場合は、担当から受け取り確認の通知を電子メールで送付するので、必ず電子メールアドレスを記載すること。

(2) 提出先： 東村役場 建設環境課 担当者：安和（アワ）

所在地： 〒905-1292 沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地

電話番号：0980-43-2205 FAX：0980-43-2184

電子メールアドレス：risa.a@vill.okinawa-higashi.lg.jp

- (3) 受付期間：令和8年4月27日（月）～5月8日（金）17時まで
- (4) 参加意思表明書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式第4号）に必要事項を記載し登録使用印鑑を押印のうえ、提案書類提出期限内に上記(2)提出先まで持参又は郵送し、直ちに電話、電子メールにより連絡すること。

#### 6. 質問受付及び回答

- (1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式5号）に質問内容を簡潔にまとめ、FAX又は電子メールで提出すること。

ア 提出先：上記5.(2)に同じ

イ 受付期間：令和8年4月27日（月）～4月30日（木）17時まで

- (2) 質問の回答は、参加意思表明書を提出した企業へは電子メールにより、5月1日（金）までに返信する。

## 7. 提案書類の作成要領

(1) 企画提案書の記載事項は、別添の業務仕様書に基づき、次の項目について記載すること。

- ア 適正飼養の普及啓発に関すること
- イ 適正飼養のための処置（飼いネコ）に関すること
- ウ 適正管理及び譲渡（飼い主不明ネコ）に関すること
- エ 適正飼養推進協議会の運営に関すること
- オ 業務体制表
- カ 業務計画表
- キ 見積予算内訳書

(2) 企画提案書の形式

- ア 記載事項ア～キはA3版横使い横書き左綴り（左余白25mm、カラー可）で様式は自由だが、使用する文字は10.5pt以上とする。枚数は全項目で20枚以内とする。
- イ フロー図、イラスト等を用いて、わかりやすく具体的に表現すること。
- ウ 表紙・目次を付けて、通し番号を付すこと。
- エ 表紙には業務名称と提出日付を明記する。提案者名は正本1部にのみに記載し、副本には記載しなくてもよい。

(3) 添付資料

提案者の法人等名称、設立年月日、沿革、資本金等、業務内容、組織図等がわかるものを提出すること。既成の印刷物（会社パンフレット等）に代えることができる。

## 8. 提案書類の提出方法

(1) 提出方法： 持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限必着）

- ア 提出先：5.(2)に同じ
- イ 提出期限：令和8年5月14日（木）17時まで
- ウ 提出部数：企画提案書 8部（正本1部・副本7部）

## 9. 審査及び選定方法

(1) 審査方法

- ア 審査を厳正かつ公正に行うため、本業務に関する審査委員会を設置し、最も優秀であると認められた1社を契約候補者として選定する。
- イ 審査にあたって疑問点や確認事項が発生した場合には、提案者に照会することがある。
- ウ 提案者が1社のみの場合であっても、審査委員会において内容の審査を行ない本業務委託契約に係る随意契約の候補者としての可否を決定する。

(2) 提案内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション当日の日程詳細については、電子メールで通知する。

ア 日程詳細：当日の時間帯等は、電子メールで通知する。

イ 実施場所：東村役場 大会議室

ウ 所要時間：30分（説明20分・質疑10分）

エ 留意事項

- ・事前に提出した企画提案書で説明すること。
- ・提案者名が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。
- ・プロジェクター等は村が用意するので、使用パソコンを準備すること。

(3) 評価項目については、別添資料を参考にすること。

(4) 結果通知

ア 審査結果については5月19日(火)までに、提案者全員に電子メール及び郵送により通知する。

イ 審査経緯については公表しない。

ウ 審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

## 10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 違法行為等の内容が記載されているもの。

## 11. 契約に関する事項

(1) 業務委託契約候補者の特定

東村は、審査委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

ア 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき

イ 候補者が、東村から指名停止を受けることとなったとき

ウ 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき

エ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

オ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、東村の定める本業務委託契約に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ① 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、東村において定める。
- ② 企画提案書に記載した業務責任者は、特別の理由により村がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

**12. その他の留意事項**

- (1) 提出された提案書類は返却しない。
- (2) 提案書類の作成及びプレゼンテーション提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 業務委託請負者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 業務委託請負者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。  
このため事業を実施するにあたっては、東村と協議して進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (5) 検討すべき事項が発生した場合は、発注者と業務委託請負者で別途協議することとする。